

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人に日常的な指導を徹底します。
- ・学校の教育活動全体を通じて「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成します。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届けます。

### いじめの未然防止のための取組

- (1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、自己有用感・自己肯定感・規範意識・主体性・自治力・ストレスに対処できる力等を育成する指導）
- (2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）
- (3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

### いじめの早期発見・早期対応

- (1) 定期的なアンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、学校内外連携体制の充実
- (2) 定期的な教育相談の充実
- (3) 教職員の研修の充実
- (4) 保護者との迅速な連携
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- (6) 関係機関、専門機関等との連携

### いじめ防止対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「稲羽西小学校いじめ防止・対策委員会」を設置し、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に調査し対応する。メンバーは以下のとおり。

**学校職員**：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、通級担当者、等

**学校職員以外**：保護者代表、学校評議員、スクールカウンセラー、民生主任児童委員、人権擁護委員 等